

社会福祉法人こころ

2022 年度事業報告書

(自 令和5年3月8日 至 令和5年3月31日)

1. はじめに

令和5年3月8日に静岡地方法務局にて社会福祉法人設立手続きが終了し、法人格としての社会福祉法人こころが設立された。

設立に伴い、令和5年4月1日から社会福祉法人こころとしての障害福祉サービス事業等を円滑に開始するため、社会福祉法人や主な障害福祉サービスの所管庁となる静岡県、障害福祉サービス事業のうち相談支援事業の指定権者となる島田市、その他委託事業の委託元となる静岡県や志太榛原圏域内の各市町、法人格や財産の登記を行う静岡地方法務局との協議を行なった。

そのため、設立から令和4年度末までは事務部門の手続きが主となっており、社会福祉法人としての事業の実施実績は無い。

2. 令和4年度の法人事業

(1) 社会福祉法人設立までの官公庁との主な手続き

社会福祉法人の認可申請については、令和3年度から事前協議を進めており、県内部での調整が進められてきた。令和4年10月の県の内部会議で申請書の内容等について承認が得られたため、正式申請へと手続きが移行した。

令和5年2月9日	静岡県健康福祉部福祉長寿局健康指導課に社会福祉法人設立認可申請書を提出
令和5年3月8日	静岡県から社会福祉法人の設立認可通知書受理 (福指第266号)
令和5年3月8日	静岡地方法務局へ社会福祉法人設立登記申請書提出、法人印の登録も同時に申請 (法人番号: 0800-05-007523、 令和5年3月8日登記、3月14日登記処理完了)
令和5年3月13日	社会福祉法人の社会福祉事業の実施に必要な財産の所有権移転登記にかかる登録免許税の非課税措置を受けるため、静岡県に証明願を提出(土地及び建物)
令和5年3月13日	国税庁から法人番号指定通知書を受理 (法人番号: 6-0800-05-007523)
令和5年3月15日	事業承継元となる特定非営利活動法人と社会福祉事業実施のために必要となる財産の贈与契約を締結
令和5年3月15日	静岡県及び島田市へ障害福祉サービス事業の指定申請書を提出 (就労継続支援B型: こむぎ、りなむ、らしく、あじ)

	さい、相談支援：地域移行・定着、特定相談、障害児相談、自立生活援助)
令和5年3月22日	静岡県から上記登録免許税非課税の証明通知書受理
令和5年3月23日	静岡県から障害福祉サービス事業所の審査結果通知書を受理 (指定年月日：令和5年4月1日)
令和5年3月27日	上記証明通知書を添付し、静岡地方法務局藤枝支所へ登記申請書を提出 (3事業所の土地及び建物)
令和5年3月27日	法人設立の公告について、定款第42条の規定に基づき株式会社静岡県官報販売所に設立公告の官報掲載を依頼 (令和5年4月12日発行官報に掲載予定)

(2) 事業開始に向けた動き

令和5年3月8日～	法人設立以後、取引先等へ隨時法人格が変更になる旨の連絡、銀行口座の変更に伴う手続きの確認を開始
令和5年3月15日	就労継続支援B型：こむぎ、りなむ、らしく、あじさい、相談支援：地域移行・定着、特定相談、障害児相談、自立生活援助の計8事業の指定申請書の提出 (令和5年4月1日指定)
令和5年3月22日	法人内の事業所を利用する者に対し、社会福祉法人へ移行すること、そのことの意味などを理事長から説明
令和5年3月24日	各事業所に銀行印をはじめ各種印鑑を配付、各事業所で使用する銀行通帳の作成開始
令和5年3月29日	法人全体の研修の場を利用して、職員向けに新たな規程や退職金の手続きについての説明を実施
令和5年3月30日	一部の事業所を除き、社会福祉法人の事業に必要となる銀行口座の開設完了 一部銀行では口座開設のため、一定の金額が必要となるため、特定非営利活動法人からの金銭の贈与が発生 (7口座計7,000円)
令和5年3月31日	社会福祉法人化に伴い、特定非営利活動法人の健康保険証が使用できなくなるため、職員分を回収
～令和5年3月31日	障害福祉サービス事業所が全て新規となり、取得できない加算があることから、当初見込んでいた報酬が減少、その影響を踏まえた予算の検討

(2023 年度は 2022 年度比で▲10,000 千円程度)

(3) 令和 5 年度の事業体制

令和 5 年度からも前身の特定非営利活動法人で実施してきた事業を継続して実施することとし、事業所を利用している者にも法人格の変更に伴う不利益や大きな変更が生じないよう事前の説明等を実施した。

各事業の実施体制については、以下のとおりとして静岡県又は島田市に届出を行った。

ア 就労継続支援 B 型事業

就労継続支援 B 型事業では、社会福祉法人化に伴い、新規事業所となつたため、見込んでいた加算区分で取得できない事業所が発生した。

具体的には「平均工賃」が各事業所「10,000 円～15,000 円」の区分を見込んでいたところであったが、新規事業所扱いであるため、最も報酬単価の低くなる「5,000 円～10,000 円」の区分又は地域協働の区分を選択することとなり、報酬単価を大きく落とす結果となった。

<体制一覧>

区 分	こむぎ	りなむ	らしく (旧さがら作業所)	あじさい
事業所番号	2215700662	2215700614	2215800471	2215800489
定 員	20 人	←	←	←
人員配置	7.5：I	←	←	←
地域区分	7 級地	←	その他	←
平均工賃	無し (地域協働)	5,000 円～ 10,000 円	5,000 円～ 10,000 円	無し (地域協働)
福祉専門職員配置	I	III	I	I
目標工賃	有	有	有	有
送迎体制	I	I	II	II
社会生活支援	無	無	有	無
待遇改善	有	有	有	有
特定待遇改善	有・ I	有・ I	有・ I	有・ I
ベースアップ	有	有	有	有
キャリアパス	I	I	I	I
ピアサポート	有	無	無	有
地域生活支援	無	無	無	無

イ 相談支援事業

指定一般相談（地域移行・地域定着）については、今後地域移行を進め、実績を増やしていくことで体制強化につながることが望まれる。

<体制一覧>

区分	地域移行 (相談室こころ)	地域定着 (相談室こころ)
事業所番号	2235700529	←
地域区分	7級地	←
施設区分	I	—
居住支援連携体制	無	無
ピアサポート体制	有	有
地域生活支援拠点	有	有

計画相談については、前身の特定非営利活動法人と概ね変わらず事業実施を見込むことのできる体制となっており、各相談支援専門員が研修に参加し、取得してきた資格を十分に活用できる体制を確保している。

<体制一覧>

区分	計画相談（相談室こころ）
事業所番号	(者) 2235700529 (児) 2275700223
地域区分	7級地
相談機能強化型	I
行動障害支援体制	有
要医療児者支援体制	有
精神障害者支援	有
主任相談支援専門員配置	有
ピアサポート体制	有
地域生活支援拠点	有

ウ 自立生活援助事業

自立生活援助については、前身の特定非営利活動法人と概ね変わらず事業実施を見込むことのできる体制となっており、ピアスタッフ6名の訪問等により安定的な体制を確保している。

<体制一覧>

区分	自立生活援助（ことのは）
事業所番号	2215700630

地域区分	7級地
人員配置	30：1以上
福祉専門職配置	無
居住支援連携体制	無
ピアサポート体制	有
地域生活支援拠点	有

エ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターについては、従前と同様2市から受託できることとなり、安定した事業収入を見込むことができている。

区分	ここカラ (旧ハートケアセンターこころ)	はぐるま
種別	I型	II型
委託元	島田市	牧之原市
所在地	島田市島 581 番地の 14	牧之原市細江 701 番地 4
委託料	12,000 千円	12,750 千円
新規・継続の別	継続	継続

オ 公益事業（圏域スーパーバイザー、基幹相談支援センター）

公益事業については、従前と同様2事業を実施し、県及び圏域内の市町から受託できることとなり、安定した事業収入を見込むことができている。

区分	圏域スーパーバイザー	基幹相談支援センター
委託元	静岡県	島田市・牧之原市・吉田町・川根本町
所在地	島田市島 581 番地の 14	島田市島 581 番地の 14
委託料	3,600 千円	11,000 千円
新規・継続の別	継続	継続

キ 収益事業（不動産賃貸業）

収益事業については、従前と同様りなむ建物の一部を賃貸することで不動産収入を得ている。

区分	不動産賃貸業
所在地	島田市金谷中町 2100 番地の 1
概要	上記建物の一部を衣料品店に賃貸
新規・継続の別	継続

3. 令和5年度当初の手続き等（予定）

(1) 会議等の予定

令和5年4月2日	第1回理事会 ・評議員選任解任委員会規程の決議 ・評議員選任解任委員の選任決議 ・評議員選任解任委員の開催日決議 ・役員候補者の選任決議 ・報酬等規程の決議 ・特定非営利活動法人からの贈与財産の受領
第1回理事会以降	評議員選任解任委員会 ・評議員の決議
評議員選任解任委員会以降	第2回理事会 ・評議員選任解任委員会の結果報告 ・第1回評議員会の開催日決議 ・法人設立の公告の承認決議 ・基本規程の制定決議
第2回理事会以降	第1回評議員会 ・役員の選任決議 ・報酬等規程の決議 ・設立当初の定款の報告
第1回評議員会以降	第3回理事会 ・理事長の選任決議 ・令和5年度事業計画及び予算の承認決議
第3回理事会以降	監事監査 ・令和4年度事業報告、計算書の監査
監事監査以降	第4回理事会 ・寄附財産の所有権移転に伴う定款変更を評議員会に提出することの決議 ・令和4年度事業報告、計算書の承認
第4回理事会以降	第2回評議員会 ・寄附財産の所有権移転に伴う定款変更決議

(2) その他手続等

法人資金の移動	特定非営利活動法人から社会福祉法人への譲渡契約に基づく資金等の移動 (特定非営利活動法人の未払い金等があるため、全額)
---------	--

	(は移動せず、各事業所で移動金額の精査が必要)
理事長の登記	令和5年度当初の理事会、評議員選任・解任委員会、評議員会を経て、社会福祉法人こころの理事長が決定し次第、静岡地方法務局へ理事長の登記を申請 ((1) 第3回理事会以降)
不動産以外の財産の所有権移転	主に車両について、陸運及び軽自動車協会へ名義変更の申請を行い、車検証の記載事項を変更 (特定非営利活動法人こころ→社会福祉法人こころ) (普通車8台、軽自動車13台、計21台)
島田市への入札参加資格申請書提出	社会福祉法人の納税証明書が発行され次第、島田市へ一般競争入札参加資格申請書を提出 (こむぎが受託している除草作業)
福祉医療機構退職金制度の加入申請	中退共から福祉医療機構に退職金制度を変更するため、社会福祉法人所属の職員のうち、一定の条件を満たした者の新規退職金制度への加入申請書を提出 (加入者は中退共よりも増加見込み)
福祉医療機構借入金にかかる債務引受け申請書提出	らしく(旧さがら作業所)の建設にかかる福祉医療機構からの借入金について抵当権の記載事項を変更するため、社会福祉法人が債務を引き受ける旨の申請書を医療機構に提出
財産移転後の静岡県へ報告	財産取得後1か月以内に証明書類を添付して静岡県知事に報告 (法人登記簿、土地建物登記簿、寄附金台帳、寄附受領書、通帳の写し等を添付) ((1) 第2回評議員会以降)
法人ホームページのリニューアル	ホームページに「特定非営利活動法人」が残っていること、内容が古くなっていることから、全体のリニューアルに先立ち、現状に即した内容に修正
ドレミの社福化に向けた登記	民間賃貸物件を使用しているドレミが社福化するためには「賃貸借権の登記」が必要になるため、貸主及び司法書士と調整